

出雲市剪定枝粉碎機貸出事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）を市民に貸し出すことにより、家庭において庭木等の剪定で発生する枝葉（以下「剪定枝葉」という。）の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する個人で、市内に所有し又は管理する敷地内の剪定枝葉を自ら処理しようとする者とする。

(貸出期間)

第3条 粉碎機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて連続した7日以内とする。ただし、返却日が、出雲市の休日を定める条例(平成17年出雲市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）に当たるときは、これらの翌日を返却日とする。

(予約手続)

第4条 粉碎機の貸出しを受けようとする者は（以下「利用者」という。）は、貸出日の属する月の1月前の初日（この日が休日等に当たるときは、この日の翌日）から貸出日の前日までに、環境政策課に電話又は口頭により予約を行うとともに、剪定枝粉碎機利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出方法)

第5条 粉碎機の貸出しは、利用者が貸出日に市役所へ出向き、粉碎機を引き渡す方法とする。

(貸出料等)

第6条 粉碎機の貸出料は、無料とする。但し、粉碎機の運転に係る電気料等は利用者負担とする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉碎機により粉碎した剪定枝葉を堆肥、雑草の発生抑制等として有効利用し、市が収集する可燃ごみとして排出しないこと。
- (2) 粉碎機を使用する際は、騒音、剪定枝葉の散乱防止等に十分配慮すること。
- (3) 粉碎機に異常がある場合は、環境政策課に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 粉碎機を第三者に転貸しないこと。
- (5) 粉碎機を営利目的に利用しないこと。
- (6) 粉碎機の処理能力を超えて使用しないこと。

(使用の禁止)

第8条 利用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合には、当該粉砕機の貸出しを中止する。

(返却方法)

第9条 粉砕機の返却は、利用者が返却日に市役所へ運搬し、引き渡す方法とする。

(使用実績報告書)

第10条 利用者は、粉砕機返却の際に併せて剪定枝粉砕機使用実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 利用者の責に帰すべき事由により自己若しくは第三者に損害が生じ、又は粉砕機の全部若しくは一部を滅失し、若しくはき損した場合は、利用者の責任においてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事故等について)

第12条 当該粉砕機を使用中に事故が発生した場合については、利用者において一切の責任を負うものとし、速やかに環境政策課に連絡すること。

(その他の事項)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月20日から施行する。